

令和2年第11回入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月23日(金) 開会 午前 9時20分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 池谷昭二 10番 中島伸吉

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農地法第5条の規定に係る競売の買受適格証明の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

環境経済部長 長谷川 功

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主任 長谷川 奈美

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第11回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、池谷昭二委員、10番、中島伸吉委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号4番、5番は、6番、田嶋正明委員が、同号6番、7番は、8番、法師励委員が該当事案の審議開始から終了まで退席させていただきますこととなります。

また、議案第5号については、農用地利用配分計画案に係る案件であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、9番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第1号、1番についてご説明いたします。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。

仏子下河原〇〇〇〇—〇、畑、257平米、同じく〇〇〇〇—〇〇、畑、189平米、同

建物の構造上の問題から、越境部分の一部を取り壊すことも不可能な状況です。農地に越境していたことを存じ上げぬまま現在に至ってしまい、誠に申し訳ございませんでした。

申請地は宅地等に囲まれた狭小な農地であるため、転用に伴う周辺農地への影響はなく、転用後の不測の事態が発生した場合には必ず速やかに対処いたします。また、農地転用許可の手續に際しましては、関係法令等を遵守する所存です。事後の手續となってしまいました。このような状況をご了察いただき、農地転用の許可をいただきたくお願い申し上げます。

この件につきましても、18日に宮岡推進委員と現地を見てきました。この土地は、野田の中橋通りから北へずっと行くと消防署がありますけれども、その消防署より300メートルぐらい手前のすぐ右側の場所にありますけれども、この自宅と前方にちょうど塀が建ててしまっているように思われます。現在、この農地に関しては作付はしておらず、〇〇で前後に2軒家があるだけで、あと西側は山林となっております。ほかの農地に対していろいろ影響はないと思われます。ご審議のほど、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいまの加藤委員のご報告のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局

ただいまの第1号の2番については、譲受人の自己用住宅の一部が隣地に越境していることが判明したことから、法令違反を解消するため追認による農地転用許可申請をしたものでございます。

追認の可否については、川越農林振興センターと協議した結果、やむを得ないものと判断されております。

この南側にあります建物の屋根の軒が少し越境しているような形になっています。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

下のほうの。

○事務局

この真南に、〇〇〇〇—〇の下に建物、四角いものがあると思います。この軒が、建物の屋根の軒が少し越境している。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

そういうことか。

○事務局

はい。あと、この小さい物置みたいなものについては、これは除去してありますので、これは今回転用に際して越境している、この小さい物置については除去してございますので。

○議長

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3 番を議題といたします。

担当、9 番、加藤敏夫委員、説明をお願いいたします。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

9 番、加藤です。3 番についてご説明いたします。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。地名、野田下池〇〇〇〇—〇、畑、3 1 8 平米。申請理由、受人は、現在アパートに居住しているが、手狭となったことから、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅、7

ございますので、そちらのほうで進入するような形となっております。

以上です。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

よく分かったのだけれども、この P と書いてあるところの北側のところをこう曲がってくるわけ。

○事務局

いえ、こちらのほうの P と書いてある北側の部分もあるのですけれども、P の南側の黒い線が書いてあるところ、全部道路なのです。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、これね。

○事務局

そうです。ちょっと大字の境か何か、新光と野田。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

分かりました。あればいいのです。

○事務局

分かりにくくて申し訳ございません。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

それは 2 メーター 7 0 ぐらいあるのかな。

（そうです。の声）

○議長

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

りました。農地には隣接していません。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。久保田委員の申し上げたとおり、問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の5番については、借受人の事務所及び試験室の一部が隣地に越境していることが判明したことから、法令違反を解消するため追認による農地転用許可を申請したものでございます。

追認の可否については、川越農林振興センターと協議した結果、やむを得ないものと判断されております。

都市計画法に関しては、敷地拡張により新たに建築物を建築する計画ではないため、本申請に関しては開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、全て基準に合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、

許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、6番を議題といたします。

担当、9番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。6番についてご説明いたします。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、(株)〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇、
〇〇〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。新光〇〇
〇一〇、畑、3,585平米、同じく〇〇〇一〇、畑、1,659平米、同じく〇〇〇一
〇、畑、94平米、同じく〇〇〇一〇、畑、590平米、合計5,928平米。申請理由、
受人は、申請地の南側で〇〇〇を営んでいるが、敷地内が手狭であること及び〇〇〇用の
倉庫の需要が見込まれることから、倉庫を設置すべく申請する。倉庫2棟(1,417.
40平米)、敷地拡張。

この件につきまして、一部抜粋の上、説明させていただきます。

理由書。現在、申請地南側において〇〇〇を営んでおりますが、新規顧客荷品や建設資
材、附帯する機械設備の保管から、コロナウイルス拡大防止用の液体アルコールの保管、
新規建設工事関連の依頼まで、様々な要望がありますが、その要望に応え切れていない状
況となっております。また、事業の拡大に伴い従業員も増加して、従業員用の駐車スペー
スも不足している状況です。このため、顧客要望並びに今後需要が多いと見込まれる〇〇

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響はないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

これ資料、真ん中のこの貯留槽、これ水をためておく、雨水をためておく場所の貯留槽が614平米ということ。だけれども、これためるものなのですか。

○事務局

雨水をためるものでございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

分かりました。

○議長

ほかにありませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

条の規定による転用を受けられるものであることの証明願になります。隣接する農地は緑地帯を設ける計画で、ここであれば隣接する農地に対し影響は少ないと思われまゝ。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

久保田委員のおっしゃるとおりで、やむを得ないかと思われまゝ。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番については、農地法第5条の適用を受ける土地の競売に参加する申請人の計画が、同条の転用許可を受けることが適格であることの買受適格証明でございます。買受適格証明は、農地の競売等に係る入札において、申請人の参加資格があることを証明するものですが、農地法では農地の権利設定や権利移転について制限があるため、裁判所などの入札実施者側が、当該買受適格証明書により、入札者が農地法第5条許可を得られる者であることをあらかじめ確認することにより、落札後に許可が得られない者と判明し売買が成立しなくなることを防ぐものとなっております。このため、審議では、農地法第5条許可相当であることの審査が求められております。

それでは、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請者の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費や是正費用等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

田嶋委員。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

これは出入口はどこになりますか。案内図の。

○事務局

上側が道路。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

上側が道路。この出っ張っていて、下、南側のほうに何か公道があって、ここの部分が出っ張っているから、こっちからなのかと思った。

○事務局

上のこの三角の左のほう、こちら太い道から出入りになりまして、あと下のほうにも道がつながっています。その土地がちょっとこういうふうな形となっております。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

買受適格証明を行うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申と同様の取扱いになりますので、適格であるとして県に進達いたします。

続いて、議案第3号に移りたいと思います。議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。上藤沢向野〇〇〇、畑、2,618平方メートル、同じく〇〇〇一〇、畑、718平方メートル、谷川〇〇〇一〇、畑、372平方メートル、計3,708平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

10月18日に清水推進委員と一緒に現地確認と、〇〇さんから直接話を伺ってきました。申請地は、案内図のとおり藤沢地区内の上藤沢中学校の西側で、3か所に点在しております。耕作は〇〇〇〇〇〇の2名で行われており、現地は肥培管理されており、適正に管理されておりました。農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しております。その他耕作に必要な機具はそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

18日に担当平塚委員と一緒に現地を確認してまいりました。大変きれいに管理されておりまして、何の問題もないかと思われまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、9番、加藤敏夫委員、説明をお願いいたします。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。2番についてご説明いたします。

被相続人、〇〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。地名、新光〇〇〇—〇、畑、1, 755平米。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

18日に推進委員と現地のほうを見てまいりました。場所は地図で分かると思うのですが、野田中学校から北200メートルぐらい行った、北側にヤマト運輸の会社がありまして、そのすぐ南側に位置します。ちょうど現地を見たときに〇〇〇〇〇が仕事をされていて、いろいろと話を聞きまして、畑のほうも大変きれいに耕作してありまして、今、ヒノキとか杉の苗木が植わっておりました。入間市内に24アール農地を所有しておりまして、トラクター1台、耕運機2台、またトラック1台と、農業に関する機械が整備されております。引き続き農業経営を行うことに問題ないと思われまして。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(宮岡康光君)

ただいま加藤委員の報告とおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、7番、増田恒治委員、説明をお願いいたします。

○農業委員7番(増田恒治君)

7番、増田です。議案第3号の3番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。地名、高倉4丁目、地番、〇〇一〇、地目、畑、面積、605平米、同じく高倉4丁目、地番、〇〇、地目、畑、面積、402平米、計1,007平米。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

10月18日に山畑推進委員と一緒に現地確認と〇〇〇〇〇〇〇〇〇から自宅にて話を伺ってきました。申請地は、別紙案内図のとおり高倉地区内に位置しており、耕作は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の5名で行われております。現地は茶畑と一部野菜畑となっており、適正に管理されておりました。農機具についても、耕運機1台、軽トラック1台、その他管理に必要な農機具がそろっておりました。特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(山畑義行君)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、7番を議題といたします。

担当、8番、法師励委員、説明をお願いします。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。議案第3号の7番についてご説明申し上げます。

当事者、7、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。木蓮寺南台〇〇〇、畑、2，496平方メートル、同じく外野〇〇〇—〇、畑、2，266平方メートル、下谷ケ貫東原〇〇〇—〇、畑、755平方メートル、同じく踊場〇〇〇—〇、畑、812平方メートル、計6，329平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

10月19日に野村推進委員さんと一緒に現地確認と〇〇〇〇から現地にて話を伺ってきました。申請地は、案内図2枚のとおり金子地区内に点在しており、耕作は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇の4名で行われております。現地は茶畑となっており、適正に管理されておりました。農機具についても、トラクター1台、耕運機2台、普通トラック1台、軽トラック1台、その他管理に必要な農機具が整っております。特に問題ないかと思われまますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。法師委員の説明のとおりで、問題ないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますの

で、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

大分時間もたちましたので、ここで休憩を挟みたいと思います。

開議時間は10時50分から開始いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時39分

○議長

再開いたします。

再開 午前10時51分

○議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、34番までと案件が多いため、各担当委員と事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、借受人及び貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権の種類のみを読み上げるようにお願いします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応します。

それでは、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当、6番、田嶋です。1番及び2番について説明いたします。

1番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、5,015平米、利用権種類、使用貸借権。

2番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、2,301平米、利用権種類、使用貸借権。

〇〇〇〇〇では、耕作者は主に〇〇〇〇〇〇〇〇で、茶と野菜を栽培、耕作されています。〇〇〇〇〇の手助けもあり、ホームページで〇〇〇〇〇〇〇〇、茶葉を使っての入浴剤の販売等、6次化への取組、都内で開かれる直売マルシェへの出店、茶摘み体験、野菜収穫等イベントを数回開催、宅配便での販売等、地域農業の先駆けとしての存在です。また、自身も茶、野菜でS-GAPを認証取得されています。日本農業新聞、いるま野広報誌にも掲載されたので、皆様のご記憶にもあると思います。

10月18日に推進委員の中村さん、岩田さん、農業委員の吉川さんとともに現地確認を行いました。申請地は、案内図のとおり、不老川を挟んだ南北と〇〇〇〇のお茶園の3か所です。いずれも秋整枝を終え、きれいに管理されています。農機具は、乗用茶刈り機、耕運機3台、トラクター1台、トラック1台、軽トラック1台、動噴1台、両面裾刈機等、茶、野菜に必要なものは全てそろっています。

利用権設定について何ら支障はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋担当委員のほうから説明がありましたとおり、10月18日、4名で現地を確認したところ、引き続き茶の栽培をやられるとのことでした。問題ないと思われしますので、よろしくご審議のほど願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

今ご説明にありましたが、10月18日に推進委員、委員、4名で現地視察いたしました。

適正に管理されておりますので、今後の管理にも問題はないと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番及び2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

田嶋委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は75アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける1番、2番の農地は計7,316平米で、合計148アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明でしたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第4号の3番についてご説明を申し上げます。

なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、3,349平方メー

トル、利用権種類、使用貸借権。

先日、10月20日の日に太間推進委員と一緒に現地確認と耕作状況などを〇〇〇〇さんから話を伺ってきました。〇〇〇〇さんは、現在、借地104アールを耕作しているお茶製造農家です。お茶の機械をはじめトラックや防除機、草刈り、乗用茶刈り機など必要なものは一式保有しております。

申請地は、案内図のとおり、茶どころ通り、茶業研究所西側に位置しており、現在は耕耘地です。利用権設定後は生産業農家の所得向上のため、〇〇〇〇を含め5人で立ち上げた会により、会員である〇〇〇〇〇の指導の下、里芋の作付を予定しております。トラクターなどの農機具は〇〇〇〇のものを借用予定であり、耕作することに問題ないことを報告いたします。

以上、利用権設定に対して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認いたしまして、問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は104アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新た

に借り受ける農地は計3, 349平方メートルで、合計137アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、4番と5番は、関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、4番と5番を一括議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、6番、田嶋正明委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(6番 田嶋正明委員退席)

○議長

担当、3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。議案第4号の4番と5番を一括してご説明いたします。

読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、1,638平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

5番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、4,043平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

4番、5番につきましては、先ほどの1番、2番と同様に宮寺地区農業委員、推進委員4名で現地確認をいたしました。4番の方につきましては、野菜畑として活用したいということでございます。それから、5番の茶畑につきましては、現在は可搬型で管理されておりましたが、徒長ぎみな茶畑となっておりますが、利用権設定後は乗用型の摘採機で整えていくということでございます。〇〇〇〇は、この本件の2議案を加えますと350アールを超える面積で、茶畑と野菜畑に意欲を燃やされています。農機具は、普通トラック、軽トラック、お茶の摘採機、防除機、その他野菜生産にも必要な耕運機等をそろえて頑張っています。

利用権の設定に問題はないと思いますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

吉川委員さん外3名で現地を確認しましたところ、茶畑及び野菜畑は適正に管理されていると思いますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

4番について、吉川委員の説明どおり、今後の管理に問題はないと思われま。5番については、私の耕作する畑地に隣接する茶畑で、以前より適正に管理されておりますので、今後の管理にも問題はないと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案４号の４番及び５番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

吉川委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は２９６アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける４番、５番の農地は計５，６８１平方メートルで、合計３５３アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、６番、田嶋正明委員の退席を解除いたします。

(６番 田嶋正明委員復席)

○議長

次に、６番を議題といたしますが、６番と７番は、関連がございますので、一括審議をさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、６番と７番を一括議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、８番、法師励委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(８番 法師 励委員退席)

○議長

担当、5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第4号の6番から7番について一括してご説明を申し上げます。

なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

6番、借受人、〇〇〇、貸付人、〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、2,068平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

7番、借受人、〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、676平米、利用権種類、使用貸借権。

先日、10月20日に金子地区の野村推進委員さんと現地確認並びに耕作状況などを確認してまいりました。〇〇〇さんは、現在403アールを耕作しているお茶生産農家です。主に製造したお茶はスーパーなどに卸しております。農業機械も、トラックや茶刈り機、防除機など必要なものは一式保有しております。今回借り受ける農地は、案内図のとおり木蓮寺地区の農地です。現在茶畑となっておりますが、利用権設定後も引き続き茶畑としての利用を予定しており、耕作していくことに問題ないということを報告いたします。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。池谷委員の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願ひします。

○事務局

議案4号の6番及び7番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

につきましては、耕運機3台、トラクター1台、軽トラック5台、その他数種の小型管理機を所有しております。圃場の位置は、二本木地区中村屋狭山工場の南400メートルぐらいに位置をしております。なお、圃場確認も行いましたが、適正に管理されており、周囲には問題ないものと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで、さして問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の8番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は341アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は計1,956平方メートルで、合計360アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、9番を議題といたしますが、9番から23番までは、関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、9番から23番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

初めに、農地中間管理事業とは、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地中間管理機構、埼玉県の場合、埼玉県農林公社が農地の所有者から農地を一旦借り受け、意欲ある担い手に貸し付ける制度でございます。

今回、貸出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画についての意見について、それぞれ議案第4号、第5号において審議をお願いしておりますが、これは事務手続の迅速化を図るための処置として、国の指導に基づき、市農業振興課等が2つの手続を並行して進めることで、本総会に同時に付議するものでございます。

それでは、議案第4号、9番から23番までの議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、一部読み上げを省略させていただきたいと思っております。読み上げる部分は、貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。また、議事録では、巻末に議案書を添付することで対応させていただきます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

9番、貸付人、〇〇〇。筆数、1筆、面積、406平方メートル、利用権種類、賃借権。

10番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、335平方メートル、賃借権。

11番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1,966平方メートル、賃借権。

12番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、1,883平方メートル、賃借権。

13番、貸付人、〇〇〇〇〇。1筆、2,342平方メートル、賃借権。

14番、貸付人、〇〇〇。1筆、970平方メートル、賃借権。

15番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1,491平方メートル、賃借権。

16番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇。1筆、1,109平方メートル、賃借権。

17番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、5,523平方メートル、賃借権。

18番、貸付人、〇〇〇〇。8筆、計1万1,670平方メートル、賃借権。

19番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、544平方メートル、賃借権。

20番、貸付人、〇〇〇〇〇。1筆、739平方メートル、賃借権。

21番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、683平方メートル、賃借権。

22番、貸付人、〇〇〇。1筆、1,022平方メートル、賃借権。

23番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、計1,528平方メートル、賃借権。

それでは、説明に入らせていただきます。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受ける農地は、所有者17名、筆数は24筆、面積は3万2,211平方メートルになります。

利用権種類は全筆賃借権であり、利用権の設定期間も、全筆、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間でございます。借賃は、10アール当たり防霜ファンが設置されている農地は年4,000円、設置されていない農地は年2,000円でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条第3項第2号のただし書により、1点目として入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として所有者を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえ、本案件は、入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても、農用地利用権設定等申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当、8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。

10月19日に木蓮寺、南峯地区にある17筆の農地の状況を野村推進委員と確認してまいりました。この17筆の農地について、管理された状態であり、今後、茶園として耕作していくことに問題ないことを報告します。よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。法師委員のご説明のとおりでございます。問題はないかと思いますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。

議案第4号の9番から23番のうちの上谷ヶ貫地区にある1筆の農地の状況を、10月20日に太間推進委員と確認してまいりました。この1筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と確認いたしまして、問題ないと思われしますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第4号の9番から23番を説明いたします。

10月20日に下谷ヶ貫地区にある6筆の状況を見てまいりました。この6筆の農地に関しては、管理された状態にあり、今後茶園として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、24番を議題といたしますが、24番から34番までは、関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、24番から34番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第4号24番から34番までの案件についても、貸出希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付計画についての意見について、それぞれ議案第4号、第5号において審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、一部読み上げを省

略させていただきたいと思います。読み上げる部分は、貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

なお、議事録へは、巻末に議案書を添付することで対応させていただきます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

24番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、991平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

25番、貸付人、〇〇〇〇。8筆、計6,579平方メートル、使用貸借権。

26番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、890平方メートル、使用貸借権。

27番、貸付人、〇〇〇〇。7筆、計1万126平方メートル、使用貸借権。

28番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、計3,321平方メートル、使用貸借権。

29番、貸付人、〇〇〇〇〇。4筆、計6,722平方メートル、使用貸借権。

30番、貸付人、〇〇〇。9筆、計1万5,781平方メートル、使用貸借権。

31番、貸付人、〇〇〇〇〇〇。1筆、389平方メートル、使用貸借権。

32番、貸付人、〇〇〇〇。6筆、計5,144平方メートル、使用貸借権。

33番、貸付人、〇〇〇〇〇。2筆、計4,516平方メートル、使用貸借権。

34番、貸付人、〇〇〇〇〇。2筆、計3,993平方メートル、使用貸借権。

それでは、説明に入ります。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受ける農地は、所有者11名、筆数は43筆、面積は5万8,452平方メートルになります。

利用権種類は全筆使用貸借権であり、利用権の設定期間は、全筆、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間でございます。借賃は、使用貸借権でございますので、なしとなっております。

次に、本議案の審議要件は、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条第3項第2号のただし書により、1点目として入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として所有者を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても、農用地利用権設定等

申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当、8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。議案第4号第24から34番の説明をいたします。

10月19日に木蓮寺、南峯、寺竹・桂地区にある12筆の農地の状況を野村推進委員と確認してまいりました。この12筆の農地については、管理された状態であり、今後、茶畑として耕作していくことに問題ないことをご報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま法師委員よりご説明があったとおりでございます。問題ないかと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第4号第24番から34番のうち、寺竹、西三ツ木地区にある16筆の状況を10月20日に太間推進委員と確認してまいりました。この16筆の農地については全て茶畑であり、非常によく管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、10番、中島伸吉委員、説明願います。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第4号第24番から34番の説明でございます。

10月20日に下谷ヶ貫、中神、根岸地区にある12筆の状況を確認してまいりました。この12筆の農地は非常によく管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。

10月18日に小谷田地区にある3筆の農地の状況を堀井推進委員と確認してまいりました。この3筆の農地については、茶畑として管理された状態であり、今後も茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

久保田委員の申し上げましたとおり、問題ないかと思われます。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は農用地利用配分計画の案ですが、個々の賃借権の設定等を受ける者ごとに事務局より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。計画の案に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、番号1番から24番までの案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、議案書をまず読み上げさせていただきます。

議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和2年10月分）に係る農用地利用配分計画の案について、意見を求めるもの。

別紙のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。

初めに、農地利用配分計画とは、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について借り手を入間市が選定し、まとめたものでございます。この計画を県知事が認可することで、農林公社から担い手への農地の権利移動が行われます。市が、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこととされているため、付議されたものでございます。

それでは、お手元にご覧いただけます農用地利用配分計画（案）の裏面の表を御覧ください。別

それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前11時41分